

節税レポート



平成 20年 11月号

発行日 2008.11.1

今月のテーマ 役員給与 事前確定届出給与

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

役員にたいする給与(除く役員退職金)で損金に算入できるものは、次の3つだけです。

- 1 定期同額給与
- 2 事前確定届出給与
- 3 利益連動給与

このうち 3 利益連動給与は上場企業等に限られますので、このレポートのテーマから除きます。

I 事前確定届出給与

役員に対する賞与は、従来損金不算入でした。平成18年の改正により、要件を満たした臨時の給与は損金に算入できることになったのです。

従業員に賞与を支給する時期に役員にも賞与を支給して、損金算入できるのです。

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	info@okazaki-tax.com
URL	http://www.okazaki-tax.com

これまで役員に対する賞与は、利益の成果に対する配分であり、利益処分の一環である。したがって損金性は無いとしてきたのです。

1 要件

期限までに所轄税務署長に「事前確定届出給与に関する届出書」を提出する。

1) 期限

次のいずれか早い日

- ① 株主総会等の日から一月を経過する日
- ② 事業年度開始日から4月を経過する日

2) 記載事項

- ① 支給対象者の氏名、役職名
- ② 支給時期及び各支給時期における支給金額
- ③ ②を定めた日及びその定めを行った機関等
- ④ 役員の職務執行開始日
- ⑤ その他

記載事項が多く手間です。それに支給時期になって、届出額を支給できない状況になったり、色々なことが起こります。

幾つか注意点を上げてみましょう。

2 届出金額と支給金額が異なる場合

- ① 届出金額 支給金額

100万円

70万円

支給額 70万円
が損金不算入

②	届出金額	支給金額	
	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">100万円</div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">130万円</div>	支給額 130万円 が損金不算入

③	届出金額	支給金額	
	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">100万円</div>	<div style="border-top: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">0円</div>	支給額がありませんので、損金 不算入額も0円

- 3 同族会社の非常勤役員に対して、4半期毎に給与を支給する場合も、この事前確定届出給与の必要となります。

6月	9月	12月	3月
100 万円	100 万円	100 万円	100 万円

- 4 同族会社のみなし役員についても事前確定届出給与の対象となります。

同族会社には社長の身内などで、会社法上役員にはなっていないが、税法上役員とみなされる人がいます。これらの人に給与を支給する場合、事前に確定額を届出する必要があります。